⑻　入札説明書に示す内容に対するＶＥ提案についての技術的所見が適正であること。ＶＥ提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容とすること。なお、ＶＥ提案が適正と認められない場合で、標準案に基づいて施工する意志がない場合は、競争参加資格を認めない。

⑼　本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。

⑽　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年10月26日付け19関総第558号（会））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　ＶＥ提案

③　ヒアリング

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、次のア、イに示す「ＶＥ提案評価点」及び「ヒアリング評価点」の合計点が最大の者に50点を付与し、それ以外の者には合計点に応じた点数を按分して付与する。

ア　「ＶＥ提案評価点」は、上記３の⑴の②について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に40点を付与し、それ以外の者には「評価点数」の合計値に応じて按分して求められる点数を「加算点」として付与する。

イ　「ヒアリング評価点」は、上記３の⑴の③を実施し、その結果に応じて最大で10点を付与する。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施行体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ－１型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。

⑶　ＶＥ提案について

①　ＶＥ提案の作成　ＶＥ提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

②　ＶＥ提案における条件　設計条件及び現場条件等の詳細は入札説明書による。

③　ＶＥ提案の採否及び評定結果　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認結果の通知に併せて通知する。また、関東農政局工事成績等実施要領に基づいた評定結果については、落札決定日以降に通知する。

⑷　ヒアリングについて　配置予定技術者に対するヒアリングを行う。ヒアリングの詳細は入札説明書による。

⑸　落札者の決定方法

①　入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　提案されたＶＥ提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。但し、落札者となるべき者の評価値によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な評価値と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記３の⑴の①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

⑹　評価内容の担保　実際の施工に関しては、ＶＥ提案及び技術提案書に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により技術提案書に記載された内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。

①　違約金の徴収

なお、詳細は入札説明書によるものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局総務部会計課契約係　赤石　守　電話048―740―0328

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を以下の交付期間において電子入札システムにより交付する。ただし、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申し込みを行ったうえで、以下の期間、場所にて交付する。

①　交付期間　平成24年８月13日から平成24年９月11日（行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　交付場所　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局整備部設計課技術審査第１係　安井　清貴　電話048―740―0534

③　その他　配付資料は無料である。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成24年８月14日から平成24年９月11日（行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　提出場所　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局整備部設計課技術審査第１係　安井　清貴　電話048―740―0534

③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記４の⑶の③へ持参すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成24年10月１日から平成24年10月19日（行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。

②　提出場所　上記４の⑴に同じ。

③　提出方法　入札保証金の納付等に係る書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）ことにより行うものとする。

⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の場合は、平成24年10月19日午後５時までに送信する。

②　紙入札方式により持参する場合は、平成24年10月22日午前10時00分に関東農政局13階入札にて入札する。

③　郵送による場合は、平成24年10月19日午後５時までに上記４の⑴宛て郵送する。